

別紙

令和6年(モ)第1528号(基本事件 令和4年(ワ)第31814号)

質問書兼回答書

令和6年07月05日

お名前 八木橋 健太郎



あなたが提出した証拠保全申立書(2024年6月3日付け)及び質問書兼回答書(同月26日付け。以下「回答書」といいます。)につき、次のとおり質問します。

1 申立ての趣旨について

回答書記載の申立ての趣旨では、検証場所及び検証物の所持者が記載されていませんが、検証場所は、栃木県さくら市喜連川5547所在の喜連川社会復帰促進センターであり、検証物の所持者は、相手方(国)と理解してよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。

いいえ、違います。正しくは次のとおりです。

【説明欄】

検証場所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館13階所在の法務省東京矯正管区

検証物の所持者：相手方(国)

2 費用の予納について

検証場所が喜連川社会復帰促進センターであるという場合は、旅費が発生しますので、手続費用として、2万円を令和6年7月24日までに予納していただくようお願いします。なお、後記3において、文書送付嘱託による方法につき異議がない旨回答された場合は、予納は不要です。

3 文書送付嘱託について

証拠保全の手続においては、文書送付嘱託によって裁判所に文書を送付させた上で、書証の取調べを実施するという方法も可能です。

この方法によると、旅費は発生しませんので、上記2の2万円を予納していただく必要はありません。送達等の費用はかかりますが、現在予納いただいている郵便切手から賄うことができますので、別途予納していただく必要はありません。なお、送付すべき文書が膨大な場合は、別途予納が必要となりますが、その場合にはあらためて、連絡します。

上記の方法によることについての意見を回答してください。

上記方法によることにつき、異議はありません。

上記方法によることにつき、異議があります。理由は次のとおりです。

【説明欄】

--

以上